



国際連帯税としての通貨取引課税

一橋大学大学院商学研究科
小川英治



報告の内容

- 環境省『平成20年度地球環境税等研究会報告書』における通貨取引課税の論点整理
- Barnier Report (European Commission, *Innovative Financing at a Global Level*, 2010.)における通貨取引課税の論点整理
- トービン税とトービン・シュパーン税
- CLS銀行への通貨取引課税
- まとめ:通貨取引課税の問題点



通貨取引課税 (1)

(環境省『平成20年度地球環境税等研究会報告書』より)

(既存の提案等の概況)

- ・ グローバルな通貨取引に課税。元々は開発支援の文脈で提案されてきたものであり、税収の用途も開発目的を想定しているものが多い。
- ・ 1提案(ベルギー「トービン・シュパーン税」)を除き、「研究段階」に留まる。ベルギー案も、法案は採択されたが、ユーロ通貨圏全域での施行までは発効していない。なお、過去においてトービン税が、租税回避地を含む全世界で課税不可能であるという理由から、検討が断念された経緯がある。



通貨取引課税 (2)

(環境省『平成20年度地球環境税等研究会報告書』より)

(概括的評価)

- 公平性: 通貨取引額や取引頻度が多い主体が主たる課税客体であるが、常にその担税力(経済力)が高いとはいえない(例えば、個人)。また、課税客体間の公平性担保には、技術的課題を伴う(例えば、捕捉可能性)。全ての通貨に係る取引に対して全ての国で課税しないと公平性が確保できない(特定国における特定通貨に係る取引に対してのみ課税する場合、当該特定通貨に係る取引が当該特定国から流出してしまう)。



通貨取引課税 (3)

(環境省『平成20年度地球環境税等研究会報告書』より)

- 中立性及び副次的効果：財源確保を主目的とした低税率(0.005%)のタイプと、投機過熱の抑制を目的とした政策課税のタイプがある。前者が特定の経済活動に与える影響については、議論が分かれ、中立性の判断にはさらなるデータ整備・分析が求められる。一方で、政策目的に沿ったインセンティブを与えるのであれば、中立性の原則は、その逸脱を積極的に認めるべきであると意見もある。



通貨取引課税 (4)

(環境省『平成20年度地球環境税等研究会報告書』より)

- 簡索性: CLS銀行 (Continuous Linked Settlement Bank) 等の既存システムを用いれば徴収が可能、という意見があるが、他方、それは事実ではなく、これら既存システムでは当該システム外で行われる取引との関係で公平・中立な課税が確保できないだけでなく、既存システムに持ち込まれる取引自体についても複数の取引をまとめて決済する租税回避行動が多くなり、これらを捕捉するには複雑なシステムと大きなコストが必要、という実務面からの指摘がある。



通貨取引課税 (5)

(環境省『平成20年度地球環境税等研究会報告書』より)

- 親和性・整合性: 通貨取引の両当事者間で重複課税となる懸念がある。
- 追加性・持続性・予測可能性: 現行の資金制度への追加性が高い、という意見がある。通貨取引額はこれまで増加してきたものの、景気動向等により変動するとの見方もあるほか、本方式が通貨取引の投機抑制につながれば税収が落ちると想定され、財源の持続性、予測可能性には疑問、との見方がある。一方、グローバル化の進展・BRICsの発展に伴い通貨取引量は安定的に増大することから持続的かつ予測可能であるとする意見がある。



通貨取引課税 (6)

(環境省『平成20年度地球環境税等研究会報告書』より)

- 法的な実行可能性: 国家以外の主体が徴税することを想定する場合には、国家主権の侵害に該当する可能性がある。殆どの国において、予算や税制に関する決定は議会で行われる必要がある。また、国際的な統一税制度については、国家間での合意は容易ではないと想定される。一方、全ての国が全ての通貨に課税することを条件として、各国が独自に制度を導入・実施するという、緩やかな仕組みであれば実現可能という意見もある。



通貨取引課税 (7)

(環境省『平成20年度地球環境税等研究会報告書』より)

- 技術的な問題点: CLS銀行等既存システムを用いない取引等については、そもそも捕捉が困難、また、公平性担保のためには個々の取引を捕捉する必要があるが、複数の取引をまとめて決済するなどの課税回避行動が想定され、その捕捉は一層困難となる、とする意見がある。なお、このようなCLS銀行の利用が抑制される結果、CLS銀行が担っている機能(ヘルシュタット・リスクの低減)が弱まり、通貨取引市場のリスクを増嵩させるおそれがあるとの意見もある。



Barnier Report における通貨取引課税の論点整理

- バルニエ (Barnier) レポート (European Commission, *Innovative Financing at a Global Level*, 2010.)
 - (1) 課税率上昇による取引縮小効果を考慮すべき。
 - (2) 金融センターを有する国にのみ課税されるので、地理的視点から非対称性がある。
 - (3) 租税回避行動を誘発⇒資金の誤配分
 - (4) 租税回避行動を誘発⇒流動性の縮小⇒ボラティリティの増大と市場効率性の低下
 - (5) CLS銀行から課税対象とならない決済取引手段へ。
⇒(4)と(5)については、グローバル・レベルの協調が必要



トービン税とトービン・シュパーン税

- **トービン税**: 通貨価値の安定化を図るために、頻繁に取引を行う投機目的の通貨取引を抑制することを目的。投機目的取引と他の取引が区別できないために、一律、通貨取引税に課税しようというもの。
 - ⇒ 一国で導入すると、租税回避行動が起こる。
 - ⇒ また、その租税回避行動が国際金融市場としての東京市場の地盤沈下が発生。
 - ⇒ 投機を抑制することによって、バブルやミスアライメントを防いでも、為替相場のボラティリティが高まる可能性がある。
- **トービン・シュパーン税**: 変動幅が大きいときに、通貨取引税に課徴金を課すという二段階課税。
 - ⇒ 変動幅が大きいときに取引するのは、投機家だけと限らない。



CLS銀行

- CLS (Continuous Linked Settlement) 銀行: 銀行間の外為取引の決済リスク(ヘルシュタット・リスク)削減を目的に、2002年9月に設立された、NYを本拠地とするクロスボーダーの外為決済のため銀行。多通貨PVP (Payment Versus Payment) 決済システム(図1)。現在、17通貨。
- 世界の外為取引の約6割。平時におけるCLSの決済規模は1営業日当たり3~4兆ドル(日本銀行『決済システムレポート2009』)。
- 銀行内で通貨取引をネットィングしてから銀行間の決済するまでに取引相手の破綻のリスクをRTGS (Real Time Gross Settlement: 即時グロス決済)によって削減。
- 日本では、CLS銀行を経由した外為決済(RTGS)の他、東京銀行協会が運営する外国為替円決済制度(ネットィングに基づく)がある。これらの取引規模は図2を参照。

図1:CLS銀行における外為決済の仕組み

【振替決済】

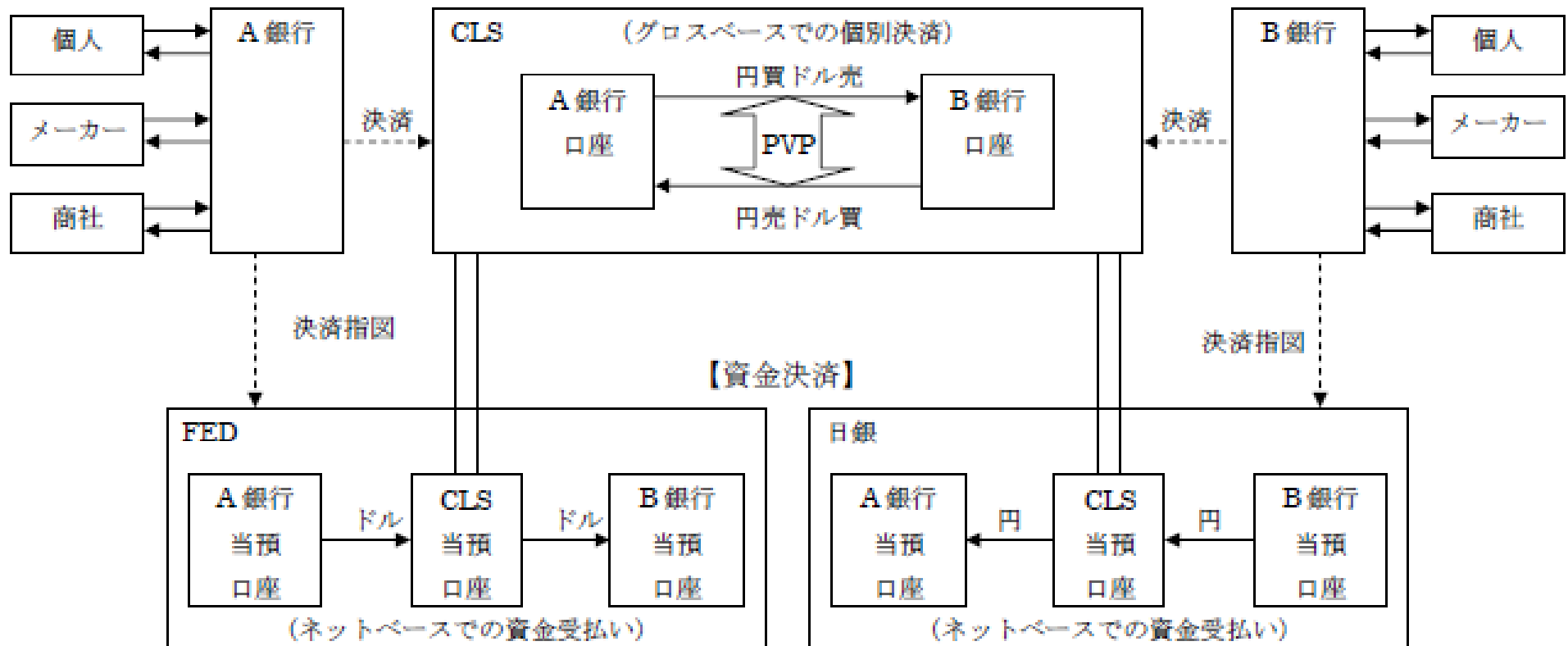


図2: 外為円決済制度とCLSの決済金額 (日本銀行『決済システムレポート2009』)



出所) CLS、日本銀行「決済動向」

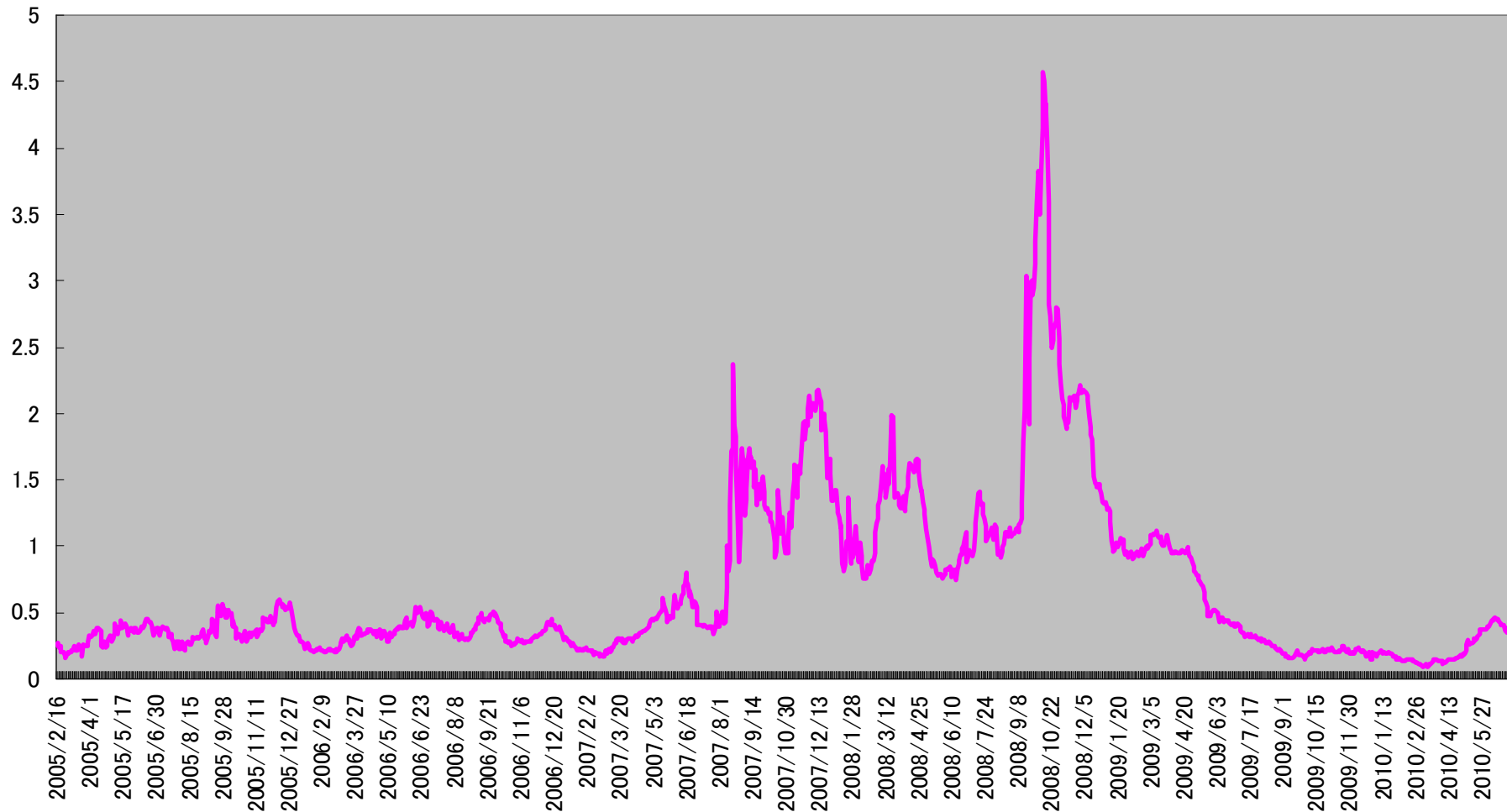


CLS銀行への通貨取引課税の問題点

- CLS銀行を利用しない通貨取引には課税されないため、不公平。企業内、企業グループ内でネットィングできる企業は租税回避行動が可能。
- 外国為替円決済制度を利用することによって、銀行がCLS銀行を利用せず、租税回避行動を行う可能性がある。
- これらの租税回避行動の結果、ヘルシュタット・リスクが高まる。CLS銀行の本来の目的を阻害。
- その結果、カウンターパーティ・リスクが高まり、銀行間の短期資金市場へも悪影響を及ぼす可能性がある(図3)。
- 取引額への影響について予測不可能(図2)。
- 重複課税の問題。例えば、米ドルを介在させた円⇒米ドル⇒韓国ウォンという外為取引は、二重課税となる。



図3: 世界金融危機とカウンターパーティリスク 【信用スプレッド(US TB-LIBOR(US\$), 3mos)】



2010/9/21

国際課税小委員会

16



まとめ：通貨取引課税の問題点

- 通貨取引課税全般の問題点
 - (1) 租税回避による東京金融市場の地盤沈下
 - (2) 資金の誤配分
 - (3) 流動性の縮小⇒ボラティリティの増大と市場効率性の低下
- CLS銀行を通じた通貨取引課税の問題点
 - (1) ネットィング可能な企業・企業グループの不公平性
 - (2) 取引額への影響について予測不可能。
 - (3) NYを本拠地とするCLS銀行への課税は法的に実効可能？
 - (4) 租税回避によるヘルシュタット・リスク増大⇒カウンターパーティ・リスク増大と銀行間資金市場への悪影響が懸念。
 - (5) 重複課税。例えば、米ドルを介在させた円⇒米ドル⇒韓国ウォンという外為取引は、二重課税。